

L.B.B. Order/L.B.B. Register 利用規約

第1条 (規約の適用)

1. この規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社ユニヴァ・ベイキャスト（以下、「UPC」といいます。）が提供する L.B.B. Order/L.B.B. Register（以下、「本サービス」といいます。）についての利用上の各種条件を定めるものです。
2. 本規約は、UPC と本サービスを利用することを希望する者との間における本サービスを利用するための契約について適用されるものとします。
3. 本規約と別に UPC が別途定める規約、申込書、覚書及び諸規定（以下、「諸規定」といいます。）は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約と前項の諸規定の内容が異なる場合には、当該諸規定の内容が優先して適用されるものとします。

第2条 (規約の変更)

UPC は加盟店の了解を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の規約によるものとします。

第3条 (定義)

本規約において、以下の各号の用語は、各号所定の意味を有するものとします。

1. 「利用者」とは、商品やサービス等の代金支払い手段として本サービスを利用する者を意味します。利用者は、以下の方法により、本サービスを利用して支払いを行うものとします。
 - (1) 利用者自身のスマートフォンやタブレット等の通信機器に本サービスのアプリケーションを予めインストールし、支払い時に利用する。
 - (2) 本サービスを提供する加盟店に設置の QR コードを読み取り支払いを行う。
2. 「加盟店」とは、本サービスを申込み、本サービスを利用して、利用者に対して加盟店の商品やサービスの提供を行う個人または法人その他の団体を意味します。
3. 「利用契約」とは、加盟店が本サービスの利用を UPC に申し込んだ場合における、UPC との本サービスの利用上の契約関係を意味します。

第4条 (利用申込)

1. 加盟店は、本サービスの利用申込にあたり、本サービス内容及び本規約の内容を理解し同意した上で、UPC が指定する申込みフォームより申込みものとします。
2. UPC は、当該申込みを受け、加盟店の登録や利用可能なアカウントの設定を行うものとします。
3. UPC は、前項の本サービスの利用に必要なアカウントを加盟店に連携して本サービスを提供するものとします。

第5条 (アカウントの種類)

1. 加盟店は、UPC が別途定める種別による本サービスのアカウントを取得して本サービスを利用するものとします。
2. アカウントの種別により、利用可能な本サービスの内容・利用料金が異なる場合があります。

第6条 (アカウントの管理)

1. 加盟店は、アカウントの管理及び使用について一切の責任を負うものとし、加盟店においてアカウントの使用上の過誤、管理不十分又は、第三者による不正使用等に起因して加盟店が被害を被った場合においても、UPC は当該損害につき一切責任を負わないものとします。
2. 加盟店のアカウントによって行われた設定、アクセス、作業その他の行為は、すべて加盟店によってなされたものと見なします。
3. 加盟店は、以下の各号に該当する場合において、速やかに UPC に連絡し、UPC の指示に従うものとします。
 - (1) ユーザ ID を忘れた場合。
 - (2) パスワードを忘れたか、第三者にパスワードが漏洩した場合。

第7条 (権利義務の譲渡禁止)

加盟店は、本規約に基づき、UPC に対して有する権利又は UPC に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第8条 (契約上の地位の承継)

加盟店の合併又は会社分割等法定の原因に基づき加盟店の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、UPC に対し、すみやかに、承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届け出るものとします。

第9条 (届出事項の変更)

1. 加盟店は、本サービスの利用申込にあたって届け出た、社名（個人事業主の場合における屋号・支店名を含む）、代表者名、本店所在地、代表電話番号、担当者電話番号、担当者メールアドレスに変更が生じた場合、UPC 所定の方法により速やかに変更の事実を届け出るものとします。
2. 加盟店は、前項の届出が無いために UPC からの通知またはその他の送付書類が延着または到着しなかった場合における不利益が生じた場合、UPC に対し一切の責任を負わないものとします。

第10条 (利用環境)

1. 本サービスの利用に必要なものとして UPC が指定するコンピュータ、インターネットへの接続環境、通信機器、タブレット、スマートフォン、ソフトウェア、レジスター等は、加盟店の責任において準備するものとします。
2. 利用するコンピュータのオペレーティングシステムの設定、またハードウェアの設定や加盟店が本サービスを利用するにあたって必要となるネットワーク環境の整備（ファイアーウォール・ネットワークルーターの設定を含む）は、加盟店が自らの責任において行うものとします。

第11条 （提供地域及び時間）

1. 加盟店が利用するコンピュータの設置場所は、本規約で特に定める場合を除き、日本国内のみとします。
2. 本サービスに関して、日時・期間等は、全て日本時間を標準とします。
3. 本サービスは、年中無休かつ 1 日 24 時間利用可能とします。ただし UPC が指定する時間帯に行う定期的なメンテナンス作業等の間は、この限りではありません。

第12条 （本サービス提供の中断）

UPC は、以下のいずれかの事由がある場合において、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの提供を中断することがあります。

- (1) UPC の電気通信設備の保守又は工事のため、やむを得ないとき
- (2) UPC の設置する電気通信設備に障害が発生し、やむを得ないとき
- (3) 加盟店の運営するサービスに障害が発生し、やむを得ないとき
- (4) 天災及び紛争等により本サービスの提供が不可能となったとき
- (5) その他、運用上又は技術上 UPC がサービスの一時中断が必要と判断したとき

第13条 （情報の管理）

1. 加盟店は、本サービスを自らの責任において利用するものとします。
2. 加盟店は、本サービスに登録した情報に関し、かかる情報の閲覧者から問い合わせ、クレーム、請求等がなされた場合には、自らの名義で対応し、UPC に迷惑をかけないものとします。UPC に連絡があった場合には、加盟店に対応を移行することができるものとします。

第14条 （著作物・データの利用）

1. UPC が本サービス上で利用を許諾する UPC 又は第三者の著作物・データについては、UPC が別途利用許諾条件を提示する場合があります。
2. 本サービスの運営上 UPC が取得する各種の情報については、加盟店や個人を特定できない情報とした上であれば、UPC は、本サービスの改善のためや、独立した取引対象として使用することができるものとします。

第15条 (情報の削除)

1. UPCが次の何れかに該当すると判断した場合、UPCは加盟店が提供した情報等を削除する事が出来るものとします。
 - (1) 第26条の禁止事項に該当する場合。
 - (2) その他、本サービスの保守・運営上必要と判断した場合。
2. 利用契約が解約または終了したとき、UPCは、加盟店がUPCの設備に蓄積したデータを保持する義務を負いません。

第16条 (利用料金及びその支払方法)

1. 加盟店は、UPCが有料と定める商品や機能を利用する場合は、UPCが別途定める本サービスの月額費用等の利用料金を支払うものとします。
2. UPCは、別途加盟店の求めに応じ、加盟店と個別に合意することにより、有償で、本サービスの利用に必要な機器や什器を販売したり、翻訳等の役務を提供したり、前項の機能とは異なる機能を提供したり、他の加盟店と異なる提供条件を提供したりする場合があります。この場合の初期費用や月額費用はUPCが別途定める通りとします。

第17条 (契約有効期間)

1. 利用契約の有効期間は、申込時に定めた利用開始時から、利用契約が解約されるまでとします。
2. 加盟店は、1ヶ月前にUPCに対して通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、申込条件によっては、最低利用期間が設定される場合があり、その間は解約することができないものとします。

第18条 (利用の停止)

UPCは、加盟店が以下の各号に該当する場合において、加盟店に通知することなく、本サービスの提供を停止する事ができるものとします。

1. 利用契約上の債務支払いの怠り又は、怠る恐れがある場合。
2. 加盟店が第26条の規定による禁止行為を行った場合。
3. 加盟店が本規約に定める加盟店としての義務に違反した場合。
4. 加盟店として不適当とUPCが判断した場合。

第19条 (利用契約の解除)

1. UPCは、次の事由があるときは、UPCの判断により利用契約を解除する場合があります。

- (1) 第 18 条の規定による本サービスの利用が停止された場合において、加盟店が当該停止の日から 1 ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しない場合。
 - (2) 第 18 条の事由がある場合において、当該事由が UPC の業務遂行上支障を及ぼすと認められる場合。
2. UPC は、前項の規定により利用契約を解除する場合は、加盟店に対し、予め通知します。ただし緊急やむをえない場合においてはこの限りではありません。

第20条 (遅延損害金)

加盟店は、利用契約に基づく各種料金の支払いを怠った場合は、UPC に対し、年利 14.6% の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第21条 (UPC からの通知)

1. UPC から加盟店への通知は、UPC の Web サイト上での掲示、電子メール若しくは文書の送付、又はその他 UPC が適当と判断する方法で行います。
2. 前項の通知は、UPC が当該通知を UPC の Web サイト上での掲示又は電子メール若しくは文書の送付にて行った場合、Web サイト上に掲示し、又は電子メール若しくは文書を発送した時点をもって到達したものとみなします。
3. 本規約で事前に通知する期間の指定がない場合は、UPC が通知を発した日から 15 日を経過した時に、加盟店はその通知を承認したものとします。
4. 加盟店がインターネット上の管理ページで確認できる加盟店にかかわる一切の情報は、全て本条の通知とみなします。

第22条 (秘密保持)

1. 加盟店は、UPC の事前の書面による承諾なくして、加盟店契約に関して、UPC から口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データ等の技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報(以下、「秘密情報」といいます。)を本サービスの利用その他加盟店契約の目的以外に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に所有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. 加盟店は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第

三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員(退職又は退任後も含む)又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとしします。

第23条 (個人情報の保護)

1. UPC は、個人情報について、本サービスの円滑な提供を確保する為に必要な期間中、これを複製・保存する事ができるものとしします。
2. UPC は、個人情報保護に関する法令を遵守し、役員はじめ全ての従業者が、取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに、漏洩、盗用、改ざん、滅失及び毀損を防止するための合理的な安全管理措置を執ります。
3. UPC は、個人情報を本人以外の者に開示・提供せず、本サービスの提供の為に必要な範囲を超えて利用してはならないものとしします。ただし法令上の除外事由に該当する場合には、この限りではありません。

第24条 (加盟店の責任)

1. 加盟店は本規約のみならず、UPC が随時通知する内容に従って本サービスを利用するものとしします。
2. 加盟店は本サービスを利用する事業において必要となる食品営業許可等を適切に維持するものとしします。UPC からの求めがあった場合には、営業許可証の写し等を UPC に交付するものとしします。
3. 加盟店は、本サービスの利用により加盟店が第三者に与えた損害、不利益等に関しては、一切の責任を負うものとしします。UPC が法律上加加盟店と並んで共同不法行為責任を負う場合には、加盟店は UPC を免責させるものとしします。
4. 加盟店は、本サービスの利用により他の第三者との間で紛争が生じた場合、あるいは第三者に対して損害を与えた場合は、自己の費用と責任で損害を賠償し又は紛争を解決するものとし、UPC に対し迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとしします。
5. 加盟店が本規約に違反し、違法な行為により UPC に損害を与えた場合、UPC に対して損害を賠償する責任を負うものとし、本サービスの利用を中止し、再発防止の措置を取るものとしします。

第25条 (反社会勢力の排除)

1. UPCは加盟店に対して、加盟店はUPCに対して、それぞれ次の各号について表明し、保証するものとしします。

- (1) 自らの役員又は従業員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下総称して、「反社会的勢力」といいます。)の構成員(暴力団準構成員等実質的に関与している者等を含みます)がいないこと

- (2) 自らの役員又は従業員に暴力団の構成員でなくなった時から 5 年が経過しない者がいないこと
 - (3) 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと
 - (4) 自らの取引先に反社会的勢力(実質的に関与している者等含まれます。)が存在しないこと
 - (5) 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、自らが反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと
 - (6) 自らの役員又は従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. UPC は加盟店に対して、加盟店は UPC に対して、それぞれ自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 脅迫的な言動又は暴力行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - (4) 相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. UPC 及び加盟店は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、加盟店契約を解除することができるものとします。
 4. UPC 及び加盟店は、前項に基づき、加盟店契約を解除した場合、相手方に損害が生じててもその賠償責任を負わないものとします。

第26条 (禁止事項)

加盟店は、以下各号の行為を行ってはならないものとします。また、UPC は加盟店が以下の行為を行う恐れがあると判断した場合、加盟店への事前の通知・承諾無しに、本サービスの利用停止等の措置を講じることができるものとします。

1. 他の契約者のアカウントを不正に使用する行為
2. 未承諾メール等の法律で禁止される電子メールの送信行為
3. スпам行為
4. UPC、他の契約者、その他の第三者又は本サービスに損害を与える行為
5. 他者の財産や肖像権、第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
6. 他の契約者や第三者を誹謗中傷し名誉等を傷つける行為
7. ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
8. わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
9. 詐欺等の犯罪に結びつく行為
10. 他者になりすまし本サービスを利用する行為

11. 公序良俗に反する行為あるいは公序良俗に反する情報を他の契約者に提供する行為
12. 前条にて禁止される反社会勢力との関与行為
13. 選挙の事前運動又はこれに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
14. ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
15. 法令に違反する行為
16. 回線に過度の負担のかかる行為
17. 本サービスの運営に支障を与える行為
18. 前各号に定める行為を助長する行為
19. 前各号に該当する恐れがあると弊社が判断する行為
20. その他、UPC が不適切と判断する行為

第27条 (UPC の義務及び責任)

1. UPC は、本サービスが、円滑かつ継続的に運用されるように努めます。
2. UPC は、加盟店が本サービスの利用に関して被った損害に対して、債務不履行責任及び不法行為責任その他の法律上の賠償責任を負わないものとします。ただし加盟店がサービスの利用に関して、UPC の重大な過失により損害を被った場合においてはこの限りではありません。
3. 前項但書の規定による UPC の責任は、第 16 条 1 項の規定に基づいて UPC が収受する本サービスの利用料金の 1 ヶ月分相当額を上限とし、それを超える額については、すべて免責されるものとします。UPC は、加盟店に直接かつ現実発生した損害以外の損害（使用機会の逸失、その他の一切の間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含みますが、これらには限定されません。）については、いかなる責任も負いません。
4. 本条に基づく UPC の責任は、下記の各号の要件が全て満たされている事を条件とします。
 - (1) 加盟店が、UPC より要請を受けた場合に、本サービスの不具合の詳細を速やかに UPC に通知する事。
 - (2) 加盟店が、UPC より要請を受けた場合に、不具合に関する追加の情報を提供し、その他合理的な協力を行う事。
 - (3) 加盟店が、第 26 条の各号の禁止行為を行っていない事。

第28条 (制限事項、無保証及び免責)

第 27 条の定めにかかわらず、以下の制限事項、無保証事項により加盟店において発生した損害、対応費用等について、UPC は、過失の有無を問わず、一切これを補償する義務を負わないものとします。

1. 本サービスは本サービスの開発時点におけるインターネット、OS、ウェブブラウザ（以下、「利用環境」といいます）の技術仕様に準拠して開発されています。そのた

め利用環境の技術仕様が変更になった場合には、情報の送信、掲載、変更、更新、削除が行なえず、又は不具合が発生する場合があります。

2. 本サービスは、サイト間連携、メールの送信や SNS サイトへの情報送信等、UPC の管理範囲外であるサービスに接続して処理を行う機能を含んでいる場合がありますが、当該接続先が正常に稼働していない場合や仕様変更があった場合には、当該接続が正常に行えない場合があります。
3. 利用環境の技術仕様を追加、変更等が発生した場合には、UPC はこれに対応すべく本サービスの修正を無償で行いますが、その完了時期は保証されません。その間、本サービスが正常に利用できない場合があります。
4. 前号の定めにかかわらず、UPC が加盟店のために行った本サービスの追加・修正部分（以下、「カスタマイズ部分」といいます）に関して、利用環境の技術仕様の変更により、カスタマイズ部分の修正を行わなければ同加盟店が本サービス又はカスタマイズ部分を正常に利用し得ない場合には、UPC と加盟店とで協議して同修正の委託条件を定めるものとします。
5. 本サービスは一般的な加盟店が通常想定する方法にて利用する場合に不具合が発生しないことを基準として開発されています。加盟店が仕様外の情報等送信した場合には、情報の送信、掲載、変更、更新、削除が行なえず、又は不具合が発生する場合があります。
6. 本サービスにおけるデータの維持について、UPC は細心の注意を払い各種対策を行いますが、停電・落雷・地震・火災・風水害、データ保存機器の故障、プログラムの不具合・誤作動、開発・運用時の設定ミス、悪意ある第三者による攻撃等により、本サービス内のデータが失われる恐れがあります。本サービスに保存中のデータについては、加盟店が自らバックアップを行っておく必要があります。バックアップを行わない場合には、不意にデータが失われ、その復旧が不可能となる場合があります。
7. 本サービスは、本サービスを利用して加盟店と取引関係に入る個人や企業（以下、「加盟店顧客」といいます）の信用力を保証するものではなく、代金の回収やその他の対応を代行するものではありません。加盟店と加盟店顧客との取引関係について、UPC は法的にも事実上も一切介在しません。加盟店顧客に対する債権の回収の責任は加盟店のみが負い、加盟店顧客に対する商品提供や役務の提供の責任は加盟店のみが負います。
8. 本サービスは情報システムとしての性質上常時継続稼働が保証されるものではありません。UPC の過失の有無を問わず、本サービスが稼働していない事によって発生した加盟店の機会損失については、補償の対象となりません。
9. 前各号に定めるものの他、UPC は、本サービスの仕様、品質、性能等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、適法性、加盟店への特定の目的への適合性、商業性、市場性等を保証するものではありません。
10. UPC は、加盟店の情報が外部に漏洩することの無いよう合理的な安全対策を行います

が、加盟店が UPC に提供した情報が漏洩しないことを保証するものではありません。

第29条 （準拠法）

本規約に基づく契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第30条 （管轄裁判所）

本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第31条 （協議事項）

本規約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、当事者が協議のうえ解決を図るものとします。

2020年1月1日 制定・施行